

佐倉市指定公金事務取扱者検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計管理者が指定公金事務取扱者について行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定による検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定公金事務取扱者 地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。
- (2) 公金事務 地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務をいう。
- (3) 課等 次に掲げるものをいう。

ア 佐倉市行政組織規則（昭和46年佐倉市規則第11号）第3条に規定する課

イ 佐倉市行政組織規則第19条に規定する出先機関

ウ 佐倉市教育委員会行政組織規則（昭和38年佐倉市教育委員会規則第2号）第9条に規定する課

エ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関（同条に規定する学校を除く。）

(検査の方法)

第3条 検査は、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）第211条の2第2項において準用する同規則第204条の規定により、書類検査又は実地検査の方法により行う。

(書類検査)

第4条 書類検査は、指定公金事務取扱者から提出された公金事務に関する帳簿書類その他の必要な物件（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものによるものを含む。以下同じ。）をもとに検査することにより行う。

- 2 市長は、書類検査が行われる場合は、地方自治法第243条の2の2第2項の規定により、当該書類検査に必要な限度で、指定公金事務取扱者に対し、同条第1項に規定する帳簿書類その他の必要な物件の提出その他の報告を求めるものとする。

(実地検査)

第5条 実地検査は、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、公金事務に関する帳簿書類その他の必要な物件を検査し、及び関係者に質問することにより行う。

- 2 市長は、実地検査が行われる場合は、地方自治法第243条の2の2第3

項の規定により、当該実地検査に必要な限度で、その職員に、当該指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、当該指定公金事務取扱者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させるものとする。

- 3 実地検査を行う職員が、地方自治法第243条の2の2第4項の規定により、携帯し、かつ、関係者の請求に応じて提示しなければならない証明書は、佐倉市職員服務規程（昭和47年佐倉市訓令第3号）第6条第1項に規定する身分証明書とする。
- 4 実地検査を行う場合において、第1項及び第2項に規定する立入り、検査、質問等の権限は、地方自治法第243条の2の2第5項の規定により、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（検査の時期）

第6条 書類検査は定期又は臨時に、実地検査は臨時に行う。

- 2 定期に行う検査は、佐倉市財務規則第211条の2第1項の規定により、毎年市長が定めた日に行う。
- 3 定期に行う検査は、指定公金事務取扱者ごとに、その委託する一の期間につき、1回以上行い、かつ、検査を行わない会計年度が連続する3以上の会計年度とならないよう、当該期間内に行うものとする。
- 4 現に委託する公金事務と同一の公金事務を委託することが見込まれ、又は委託したことがある指定公金事務取扱者について、そのそれぞれの公金事務及び同一の公金事務の委託（委託することが見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）の期間のうちに、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、当該各号に定める期間を一の期間とみなして前項の規定を適用する。
 - （1）一の委託の期間（この項の規定により一の期間とみなされるものを含む。以下この号及び次号において同じ。）及びその直後の一の委託の期間（同一の公金事務に係るものに限る。）が引き続いていてその引き続いていてそれぞれの期間
 - （2）前号に掲げるもののほか、一の委託の期間及びその直後の一の委託の期間（同一の公金事務に係るものに限る。）の間の、同一の公金事務の委託のない期間が1年未満であるもの 当該一の委託の期間及びその直後の一の委託の期間
- 5 臨時に行う検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに行う。
 - （1）書類検査 会計管理者が必要と認めるとき。
 - （2）実地検査 書類検査において提出すべき物件の全部又は一部が正当な理由なく提出されないときその他会計管理者が特に必要と認めるとき。

（検査の通知）

第7条 会計管理者は、検査をしようとするときは、佐倉市財務規則第211

条の2第2項において準用する同規則第205条の規定により、特別の理由がある場合を除き、指定公金事務取扱者に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知には、検査をする旨のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 書類検査 検査の内容

(2) 立入検査 検査の日時、場所及び内容

3 市長は、会計管理者が行う書類検査のため、第4条第2項に規定する報告を求めるときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の17第2項において準用する同条第1項の規定により、指定公金事務取扱者に対し、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(検査事項)

第8条 検査は、公金についての次に掲げる事項に関して行う。

(1) 帳票及び書類の整備保管状況

(2) 収納状況

(3) 払込状況

(4) その他会計管理者が必要と認める事項

2 検査は、当該年度前直近の5年度以内の各年度及び当該年度分の公金事務のうち、その全部又は一部について行う。

(検査員)

第9条 検査について、佐倉市財務規則第211条の2第2項において準用する同規則第208条及び第209条に規定する会計検査員の職務を行う職員は、会計課の職員のうちから会計管理者が指名する。

(検査結果の通知)

第10条 会計管理者は、検査をしたときは、当該指定公金事務取扱者に対し、その結果を通知する。

2 会計管理者は、検査の結果に基づき、地方自治法第243条の2第9項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めるときは、前項の通知に、当該講ずべき措置の内容を記載するものとする。

(必要な措置の報告)

第11条 市長は、会計管理者が地方自治法第243条の2第9項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めた場合において、必要と認めるときは、同条第2項の規定により、当該指定公金事務取扱者に対し、その結果を会計管理者へ報告させるものとする。

2 会計管理者は、前項に規定する結果の報告を指定公金事務取扱者から受けたときは、当該公金事務を所管する課等の長にその内容を通知するものとする。

(所管する課等の長の経由)

第12条 次に掲げる行為は、当該公金事務を所管する課等の長を経て行うものとする。ただし、会計管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項に規定する帳簿書類その他の必要な物件の提出の求め及びこれに対する指定公金事務取扱者からの提出

(2) 第7条第1項の通知

(3) 第10条第1項の通知

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年12月27日決裁 佐会第202号)

この要綱は、決裁の日から施行する。